

ホラーミュージアム企画開催業務受託者選定実施要領

1 目的

真っ暗な植物館を活用した「ホラーミュージアム(お化け屋敷)」を開催することで、主に若者層をターゲットとした広域からの誘客の強化及び植物館の新たな魅力の創出を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 ホラーミュージアム企画開催業務
- (2) 実施場所 ときわミュージアム 世界を旅する植物館内
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約日から令和7年10月22日(水)まで
- (5) 見積限度額 800,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「応募者」という。)は、受託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO法人及びその他の法人又は法人以外の団体(共同企業体も可)であり、受託事業を適切に遂行するに足りる能力を有し、以下の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宇部市(以下「市」という。)における競争入札の参加を制限される者でないこと。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正又は再生手続きをしていないこと。

4 応募者の公募手続き

- (1) 受託者選定実施要領及び仕様書、応募に当たっての様式の配布
市ウェブサイトにて配布するので、様式をダウンロードして入手してください。
宇部市ウェブサイト <https://www.city.ube.yamaguchi.jp>
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 共同企業体構成書(様式1-2) ★必要に応じて
 - ウ 会社概要(様式2)

- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)
- オ 業務実施体制調書(様式4)
- カ 統括責任者の経歴書(様式5)
- キ 企画提案書(様式6)
- ク 参考見積書(任意様式) ※経費内訳も記載すること。
- ケ 事業スケジュール(任意様式)
- コ 過去5年間の類似事業の実績を示す書類(様式7)
 - ※ 類似事業とは、お化け屋敷のように来場者を恐怖に陥れながらも、行ってみたいと思わせる事業。共同企業体の場合はいずれかの実績で可。
- サ 納税証明書(未納のないことの証明用:3か月以内に発行されたものに限る)

(3) 提出部数

正本1部、副本4部(副本は複写可)

(4) 留意事項

- ア 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- イ この手続きの応募者が、市の業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不相当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合があります。
- ウ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した団体等に帰属する。ただし、市は提出された書類の全部又は一部を宇部市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- エ 市が受理した企画提案書等は返却しません。

5 質問及び回答

受託者選定実施要領や仕様書に関する質問を以下のとおり電子メールで受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年7月9日(水)から7月16日(水) 午後5時までに必着

(2) 提出書類

質問書(様式8)

(3) 提出先

tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp

※ 電子メール送信後、受信確認のため、電話連絡をしてください。

(4) 回答期日

令和7年7月17日(木)

※ 受け付けた質問に対する回答は、市ウェブサイト上で公表します。

ただし、簡易な質問等については、市ウェブサイト上では回答を掲載せず、電話等により個別に回答します。

6 参加表明書等の受付

応募資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、FAX 又は電子メールに

より、以下の書類を提出してください。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「ホラーミュージアム企画開催業務」とし、受信確認のため送信後に電話でその旨を連絡してください。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

共同企業体構成書(様式1-2) ★必要に応じて

イ 会社概要(様式2)

貴社のパンフレット(概要)、組織図等があれば添付すること

ウ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)

エ 納税証明書(未納のないことの証明用:3か月以内に発行されたものに限る。原本をスキャナーにより読み取ったものでも提出可)

(2) 提出期間

令和7年7月9日(水)から7月22日(火) 午後5時までに必着

(3) 提出先

「15 問合せ及び書類提出先」に同じ。

7 企画提案書の提出

参加表明書等を提出後、参加資格決定通知を受領した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各5部(正本1部、副本4部)提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に『「ホラーミュージアム企画開催業務」に係る提出書類在中』と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出してください。

(1) 提出書類

ア 業務実施体制調書(様式4)

イ 統括責任者の経歴書(様式5)

ウ 企画提案書(様式6)

エ 参考見積書(任意様式) ※経費内訳も記載すること。

オ 事業スケジュール(任意様式)

カ 過去5年間の類似事業の実績を示す書類(様式7)

※ 類似事業とは、お化け屋敷のように来場者を恐怖に陥れながらも、行ってみたいと思わせる事業をいう。

(2) 提出期間

令和7年7月24日(木)から8月4日(月)午後3時までに必着

(3) 提出先

「15 問合せ及び書類提出先」に同じ。

※ 持参の場合の受付時間は、火曜日を除く午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)。

8 受託候補者の選定

「ホラーミュージアム企画開催業務」に係る受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査で選定します。

(1) 審査日

令和7年8月上旬を予定

(2) 審査会場

ときわ湖水ホール ミーティングルーム

※ 正式な日時等は、応募者に後日通知します。

(3) 審査方法

応募者のプレゼンテーション、企画提案書の説明、聞き取り内容及び提出された書類により、委員会において審査基準に基づき審査を行い、受託候補者を選定します。提案内容等に基づく総合点数(満点)は100点とします。

評価点の平均点が60点以上を得たものの中から、最も評価点が高い提案者を受託候補者としてします。また、二番目に高い提案者を次点者としてします。

なお、応募者が一者であった場合、評価点の平均点が60点以上であれば受託候補者としてします。

9 審査基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

審査項目	評価する内容	審査する 仕様書の項目	配点
1 企画面			
独創性	独創的なテーマ、コンセプトを設定し、植物館を生かした話題性やインパクトのある構成となっているか。	4(4)ア (ア)、(イ)、(ウ)	35
集客性	来場者の興味を強くひく内容か。また、有料イベントとしての価値が見出されているか。※目標来場者数は2日間で1,000人。	4(4)ア (ア)、(イ)、(ウ)	30
2 安全面			
事故防止	倒壊、転倒、ケガの対策など、来場者の安全性や植物館の建物や植物の安全性を確保できる体制となっているか。	4(4)ア (ア)(カ)(ク)	10
保守・管理体制	日常、緊急時の管理体制が適切か。	4(4)ア (キ)(ク)	10
3 組織面			
実施体制	実施体制、統括責任者が明確化され、円滑な業務遂行が期待できるか。		5
実施計画	適切な業務工程、役割分担及びスケジュールが具体的に提案され、それらが実施可能であるか。		5

実 績	提案内容を実施するにあたって、本業務と類似業務の実績やノウハウを有しているか。		5
合 計			100

10 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効となる場合があります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 応募書類の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、応募者(役員)が刑法(明治40年法律第45号)定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 応募資格を満たしていないと認められる場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ク 市財務規則第98条及び99条の規定に基づき、納付する必要のある契約保証金を納付できない場合
- ケ その他、市が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同応募者が複数の企画提案書を提出することを禁じます。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) その他

- ア 応募者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じ応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

11 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた全ての応募者に対して郵送で通知します。(8月中旬を予定)

※ 受託候補者として決定されなかった応募者は、通知を送付した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)に、書面(任意様式。ただしA4版とする。)により、宇部市長にその理由についての説明を求めることができます。

なお、回答は、書面により行います。

12 受託者の決定・契約締結

(1) 仕様書の協議等

契約時の仕様は受託候補者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。受託候補者と市が仕様を調整し、確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は仕様の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) その他

受託候補者が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合や交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点受託候補者と仕様書の協議、契約の締結交渉を行います。

13 業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置すること。また、統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに問題解決を図ること。

14 スケジュール

募集、選定、契約等のスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和7年7月9日(水)
質問書受付期間	令和7年7月9日(水)～7月16日(水)午後5時
参加表明書受付期間	令和7年7月9日(水)～7月22日(火)午後5時
質問書回答公表	令和7年7月17日(木)
参加資格決定通知	令和7年7月22日(火)発送予定
企画提案書受付期間	令和7年7月24日(木)～8月4日(月)午後3時
選定委員会	令和7年8月上旬 予定
受託者の決定・契約締結	令和7年8月中旬 予定

15 問合せ及び書類提出先

宇部市観光スポーツ文化部 ときわ公園企画課 世界を旅する植物館係

〒755-0025 山口県宇部市野中三丁目4番29号

電話 0836(37)2888

F A X 0836(37)2889

電子メール tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp

※持参の場合は火曜日は除く